

学長選考会議への申し送り事項について（案）

1 概要

令和3年4月からの広島県公立大学法人定款の施行に伴い、県立広島大学の学長選考機関が学長選考会議に移行することから、理事長選考会議の運営の経過を踏まえ、次の事項の申し送りを行う。

2 申し送り事項

(1) 規程整備について

学長選考に係る学長選考会議規程、学長選考規程、学長選考規程施行細則を、令和3年度以降速やかに、学長選考会議にて審議及び制定する必要がある。

【広島県公立大学法人定款】

(学長の任命)

第11条

9 第5項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(2) 任期について

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の任期に関する規程第2条の規定により、令和3年度に就任する県立広島大学の学長の任期は2年とされている。

2年の任期が満了する令和4年度末までに、県立広島大学の学長の任期に関する規程を審議及び制定する必要がある。